京都市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成３１年3月２８日

京都市長　　門　川　大　作

京都市規則第９６号

京都市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部を改正する規則

京都市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則の一部を次のように改正する。

第３条中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

第１６条中「ほか,」の右に「この規則において別に定めることとされている事項及び」を加え，同条を第１７条とする。

第１５条各号列記以外の部分中「第８条」を「第９条」に，「第９条」を「第１０条」に改め，同条を第１６条とする。

第１４条を第１５条とし，第１３条の次に次の１条を加える。

（身分を証する書類の携帯）

第１４条　条例第８条の規定により質問をする職員は，別に定めるところにより，その身分を証する書類を携帯し，対象者その他の関係者の請求があったときは，これを提示しなければならない。

別記様式（裏面）注意事項１中「ひとり親家庭等医療費の支給を受ける権利を証する」を「保険医療機関等に保険の自己負担金を支払うことなく診療又は訪問看護（指定訪問看護事業者によるものをいう。以下同じ。）を受けるための」に改め，同注意事項２中「（指定訪問看護事業者によるものをいう。以下同じ。）」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この規則は，平成３１年４月１日から施行する。ただし，第３条の改正規定及び次項の規定は，公布の日から施行する。

（適用区分）

２　この規則による改正後の京都市ひとり親家庭等医療費支給条例施行規則第３条の規定は，平成３１年８月１日以後に受けた医療に係る医療費について適用し，同日前に受けた医療に係る医療費については，なお従前の例による。

（経過措置）

３　従前の様式による用紙は，市長が認めるものに限り，当分の間，これを使用すること

ができる。

（子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課）